

# 取扱説明書

## 《特記事項》

1. 容物については貴金属、絵画、骨董品、その他の美術品、有価証券紙幣、危険物薬品及びこれに準ずる物、動植物、その他所持を禁止されたものを収容してはならない。
2. コンテナ内にむやみに釘を売ったり、壁等に金具、絵、シール等を貼らない事。
3. コンテナ内や場内で、火や熱の出るものを扱わない事。
4. 住居並びに事務所等に使用しない事。動植物の飼育、栽培等をしない事。
5. 撤去時、コンテナ内の清掃は各契約者が責任を持って行う事。
6. 通路部分又はその他のスペースに、荷役作業以外の私物並びに廃棄物を置かない事。
7. ゴミは、どの種類でも投棄又は放置を絶対にしない事。
8. シャッター、引き戸を壊さない事。シャッター、引き戸は鍵を紛失しても戸全体の交換費用を請求する場合がある。又、甲は管理上必要な場合、自らの施錠をする事がある。

## 《注意事項》

### 初回の入庫について

ご契約後は現況有姿でのお引渡しとなります。リアオーバーハング、タイヤ幅、最低地上高等車検証には記載の無いサイズもあることから、使用のお車のサイズが駐車場のサイズ制限内かどうかは必ず現地にてご自身でご確認ください。

初回入庫時には事前にサイズを確認の上、十分注意をして入出庫をお願いいたします。試し入れ時や契約後に事故等が発生した場合、貸主及び管理会社並びに保証会社では一切の責任を負いかねます。

## 《遵守事項》

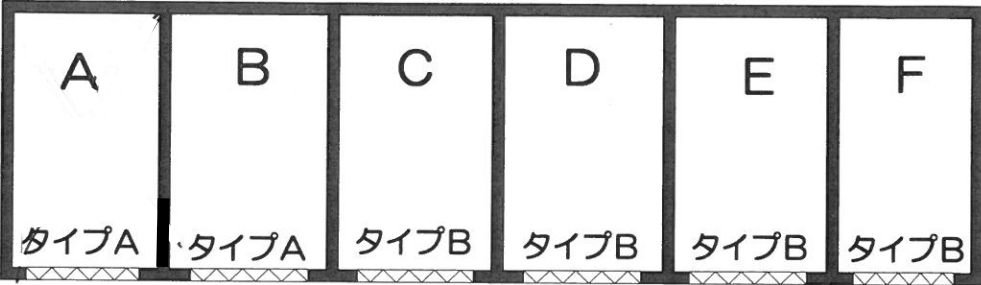
使用者は本駐車場においては下記事項を守らなければならない。

※月極駐車場一時使用契約約款内の「遵守事項」より抜粋

- (1) 引火性物件その他危険物を持ち込まないこと。
- (2) 火気の取り扱い等をしないこと。
- (3) 車両の出入りの際は駐車位置、交通規制等の駐車場の秩序について、管理者の指示に従うこと。
- (4) 車両の運転に当たっては安全運転をすること。
- (5) 甲又は丙の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理(簡易な修理を除く)その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。

- (6) 駐車場において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は丙に届け出ること。
- (7) 駐車場内に空き缶・タバコの吸殻等を廃棄しないこと。
- (8) 他の車両の駐車位置を侵さないこと。
- (9) 予め駐車場の取扱説明書を確認し、その記載事項に従うこと
- (10) その他甲又は丙の定める一般的な指示に従うこと。

以上



タイプD1

